

妙見保育園保護者会会則

第1章 総則

第1条 この会は、妙見保育園保護者会と言い、事務所を妙見保育園におきます。

第2章 目的

第2条 この会は、会員相互の教養を高め、児童の健全な成長を図ることを目的とします。

第3章 組織

第3条 この会は、妙見保育園に在籍する児童の保護者と同保育園に勤務する職員をもって組織します。

第4章 事業

第4条 この会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行います。

- (1) 会員相互の研修に関する事
- (2) 児童の生活指導に関する事
- (3) 児童や会員の健康増進に関する事
- (4) 環境整備に関する事

第5章 役員委員

第5条 この会に次の役員、委員をおきます。

会長 1名、 副会長 1名、母親代表 2名
監事 2名、

第6条 会長、副会長、監事は会員の中から選出する。

書記会計は、園長とする

第7条 役員、委員の任期は、1年とします。ただし再任を妨げません。

役員に欠員を生じたときは、委員会で選出し次の会で承認を受けます。

補欠役員の任期は、前任者の残任期間とします。

第8条 役員と委員の任務は次のとおりとします。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を総括して目的達成に努めます。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会長の職務を行います。
- (3) 書記会計はこの会の庶務、会計事務に当たります。
- (4) 監事は、この会の会計について監査し、結果を総会で報告します。

第6章 機関

第9条 この会は、次の機関をおきます。

(1)総会 (2)委員会 (3)役員会

第10条 総会は、年1回年度始めに開き会長が召集します。

ただし必要によって臨時に開くことができます。特に、緊急を要する場合は委員会を以て総会に代えることが出来ます。この場合は、総会の事後承認を得なければなりません。

総会に付議する事項は次のとおりとします。

- (1) 規約の制定、改廃
- (2) 予算並びに決算報告
- (3) 役員の承認
- (4) その他目的達成に必要なこと

第11条 委員会は、第6条で選出された委員、役員、妙見保育園の職員で構成し、総会に次ぐ議決機関とします。

委員会は、総会に提出する事項やその他緊急な事項について協議します。

特に、緊急を要する場合は総会に代えることが出来ます。

第12条 役員会は、会長、副会長、園長、書記会計で構成し総会、委員会に提出する事項や緊急な事項について協議します。

第13条 本会の経費は、会員が負担し会費は総会の協議により決定します。

第14条 本会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

附則

この会則は、昭和63年 4月1日より施行する。

この会則は、平成23年 4月1日より施行する。

この会則は、令和 3年 4月1日より施行する。

この会則は、令和 8年 4月1日より施行する。